

長崎市競争入札参加資格審査申請書提出の手引き

長崎市及び長崎市上下水道局が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントの競争入札に参加を希望される方は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

1 申請期間

新 規	随時受付
更 新	随時受付 前回認定時に長崎市から交付された「競争入札参加資格認定通知書」の「次回更新期限」までに提出してください。受付は、随時行っております。 ※「次回更新期限」は、前回申請時の資格審査基準日から1年7か月となります。

2 申請方法等

原則、電子申請をお願いします。添付書類も全てデータを添付して申請することができます。

《入札参加資格システム(電子申請)》

https://gyosha.nyusatsu.city.nagasaki.lg.jp/DENTYO/M0510_InternetuketsukeServlet

電子申請	《入札参加資格申請システムにおいて申請》 提出書類のデータを添付してシステムで送信してください。 ※ 更新の場合、ID及びパスワードを使用してシステムにログインしてください。 ※ ID及びパスワードが不明の場合は、再発行の手続きをお願いします。 《再発行手続案内ページ》 https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/3528.html 《添付書類について》 ① 複数の書類の提出書類を1つにまとめた PDF ファイルで提出する場合 ファイル名を「添付書類一式」として添付してください。 ② 提出書類ごとにファイルを添付する場合 添付する書類の内容が分かるファイル名で添付してください。 【例】納税証明書、決算書類、業種に係る提出書類、各許認可の名称 等 《電子申請のメリット》 ○ 郵送料の削減、郵送の手間が省けます。 ○ 申請画面に現在の登録情報が初期表示されるため、更新・変更申請の入力は変更箇の入力のみとなります。 ○ 入力チェック機能があるため、入力漏れや誤入力を防ぐことができます。 ○ 書類の不備があった場合に、システム上で修正や追加提出のやりとりができ、迅速な手続きが可能です。
紙 申 請	郵送又は持参にて提出してください。(提出部数1部) ※手書きの場合は、ボールペン等、消しゴム等で消せないものを使用してください。

3 問い合わせ・提出先

受付時間 8:45～17:30(12:00～13:00 を除く。)

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市財務部契約検査課総務係 市庁舎 10 階

電話 095-829-1160(直通) ファックス 095-829-1129

※システム操作に関することは、ヘルプデスク(電話 095-829-1360)へお問い合わせください。

4 有資格者の認定日及び有効期間等

区 分	新 規	更 新
認 定 日	申請書を受け付けた日の翌々週月曜日です。	申請書を受け付けた日の翌々週月曜日から更新前の有効期限までの間で認定を行います。
有 効 期 間	申請に係る直近の決算日から1年7か月	申請に係る直近の決算日から1年7か月
手続き期間	随時申請可能	随時申請可能

※1 認定日については、翌々週の月曜日が閉庁日の場合、直後の開庁日となります。また、年末年始や国民の祝日及び測量、建設コンサルタント業務の入札公告等の状況によりこれにより難いときは、別に本市が定める日とする場合があります。

※2 認定日において、前記の提出資格を有しなくなったと認められるとき、又は提出書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかった場合は、認定しません。

※3 受領日について

提出書類に不備がある場合、受領ができません。

すべての提出書類が揃って不備なく受領ができた日が受領日となります。また、閉庁日に届いた書類又はデータは、翌営業日以後の受付となります。

5 資格審査基準日

申請書提出時に添付する決算書類の最新決算日を審査基準日とします。

ただし、最初の決算期が到来していない場合は次の日を審査基準日とします。

○法人の場合・・・登記事項証明書に記載されている法人の設立年月日

○個人の場合・・・競争入札参加資格審査申請書を受領した日

6 競争入札参加資格認定通知書の交付

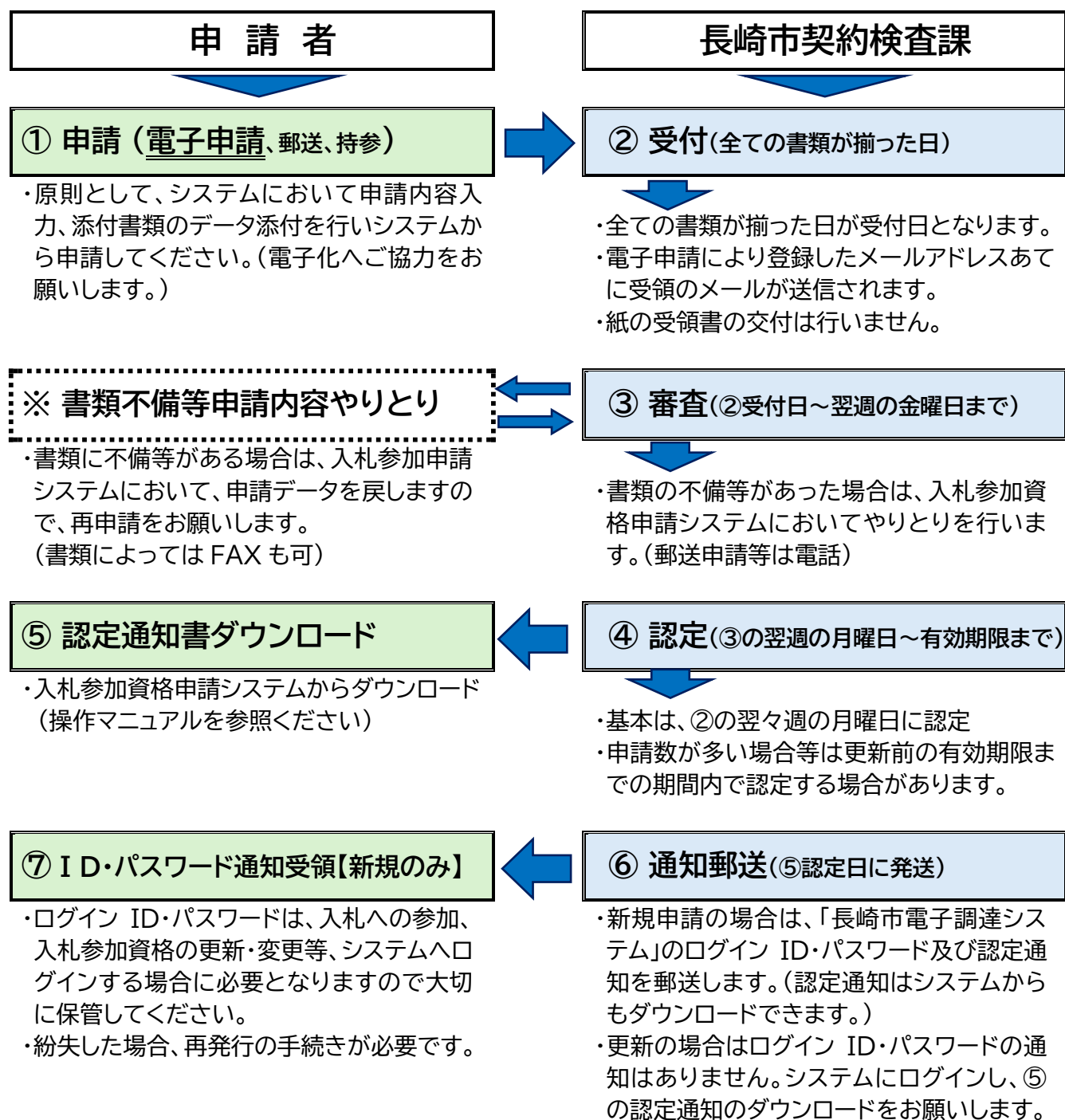
(1) **認定の際、入札参加資格申請システムで、競争入札参加資格認定通知書を交付します。**

(次回更新認定までダウンロード可)

(2) 同通知書には有効期間の満了日や認定内容について記載しています。

(3) 紙の同通知書の交付を希望する場合は、返信用封筒を添付してください。

7 申請から認定までの流れ



入札参加資格申請システム

システム事前準備・操作マニュアル

入札参加資格申請を行う「入札参加資格申請システム」の入口システムの操作マニュアルも掲載しています。

≪長崎市ホームページ「入札・契約情報(入札参加資格申請ページ)」≫

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/3571.html>

8 提出資格

- (1) 測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者については、営業に関し、法律上必要とする資格を有する者
- (2) 長崎市契約規則第2条※に該当しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
(会社法の清算の開始又は破産法の破産手続開始の申立てをしていないこと。)
- (4) 長崎市の市税を滞納していない者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者

《欠格要件》

【長崎市契約規則第2条】

- 1 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者を参加させることができない。この場合において、同項第 3 号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号中「指定暴力団員」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員」と読み替えるものとする。
- 2 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【地方自治法施行令】

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

9 地域区分

地域区分は、次の区分で認定します。原則として、市内業者又は認定市内業者として登録がある者を入札参加の対象とし、市内及び認定市内の業者では施工（履行）が困難な場合や競争性が確保できない場合に、準市内業者や市外業者へ対象を拡大します。

区 分	内 容
(1) 市内業者 ①～③全てに該当 ①市内に本店がある ②市内に営業所等がある ③(ア)～(ウ)のいずれかに該当する	市内に営業所等（本市と常時契約を締結することができる事務所又は事業所をいう。以下同じ。※1）を有する法人（市内に本店を有するものに限る。）であって、かつ、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するもの又は市内に住民票上の住所を有する個人であって、市内において営業を営むもの（それぞれ<u>市内における営業年数が1年以上あるもの</u>に限る。） （ア）従業員数（※2）の合計のうちに<u>市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）における従業員数の占める割合が5割を超える者（従業員数の合計が2人のときは、5割以上である者）</u> （イ）本市を含む3以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に事業所等を有しており、当該市町村の中で、<u>市内の事業所等の従業員数が最も多い者（本市と本市以外の市町村の従業員数が同数で最も多い者を除く。）</u> （ウ）<u>市内の事業所等における従業員数が50人を超える者</u>
(2) 認定市内業者	（1）の「市内業者」以外の法人で、市内に本市と常時契約を締結することができる営業所等を有し、<u>市内の事業所等の従業員数が50人を超えるもの（市内における営業年数が5年以上あるもの）</u>に限る。）
(3) 準市内業者	市内に営業所等を有する（1）以外の法人（市内に本店を有するものに限る。）又は<u>市内に本市と常時契約を締結することができる営業所等を有する（2）以外の法人であって当該営業所等における従業員数が1人以上であるもの（それぞれ市内における営業年数が1年以上あるもの）</u>に限る。）
(4) 市外業者	（1）から（3）まで以外の法人又は個人
※1 本市と常時契約を締結することができる事務所又は事業所とは、次に掲げる要件のいずれも満たす事務所等とする。 （ア）当該事務所等において、契約締結に関する権限を委任されており、請負等の契約の見積り、入札、契約の締結に係る実態的な行為を行っていること。 （イ）当該事務所等において、営業を行うべき場所を有し、電話、ファクシミリ、机、キャビネット等の必要な什器備品を専用で備え、事業活動の実態があること。 （ウ）原則として、当該事務所又は事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き、勤務予定表等で定めた計画のもとに、その職務に従事していること。 ※2 （1）～（3）における「従業員数」は、本手引きの11～12ページの「4 従業員数」を参照ください。	

10 提出書類一覧〔新規・更新〕

※様式については、長崎市ホームページ「入札・契約情報(入札参加資格申請ページ)」に掲載している「提出書類一式」のExcelファイルをご使用ください。
 ※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。提出書類作成上の注意点をご覧ください
 ○:提出必須 △:該当者のみ提出(11 提出書類についてをご確認ください。)

番号	書 類 名		様式 など	法 人				個 人	
				市内	認定 市内	準市内	市外	市内	市外
1	競争入札参加資格審査申請書(紙申請の場合のみ)		指定 様式	○	○	○	○	○	○
2	委任状 【更新の場合不要】		指定 様式	△	△	△	△		
3	資本・人的関係届出書 【更新の場合不要】		指定 様式	○	○	○	○	○	○
4	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 【更新の場合不要】		写し可	○	○	○	○	-	-
5	代表者の「身元証明書」 【更新の場合不要】		写し可					○	○
6	代表者の「登記されていないことの証明書」 【更新の場合不要】		写し可					○	○
7	長崎市税の完納証明書		写し可	○	○	○	△	○	△
8	消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書 【法人】その3又はその3の3 【個人】その3又はその3の2		写し可	○	○	○	○	○	○
9	1年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類 【更新の場合不要】		写し可	○		○		○	
10	5年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類 【更新の場合不要】		写し可		○				
11	法人市民税確定申告書第 20 号様式の写し		写し可	○	○	○			
12	法人市民税確定申告に係る課税標準に関する分割明細書(第 22 号の2様式)の写し		写し可	△	△	△			
13	代表者の「住民票の写し」		写し可					○	
	登録を受けていることを証明する書面(登録更新通知書又は登録証明書)の写し(①～⑥)		写し						
14	場合 登録 必須	①測量業者登録 (測量法第 55 条)	写し	△	△	△	△	△	△
15		②建築士事務所登録(建築士法第 23 条) ※「建築一般」への登録の場合のみ	写し	△	△	△	△	△	△
16		③不動産鑑定業者 (不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条)	写し	△	△	△	△	△	△
17	場合 登録 している 提出	④建設コンサルタント (建設コンサルタント登録規程第 2 条)	写し	△	△	△	△	△	△
18		⑤地質調査業者 (地質調査業者登録規程第 2 条)	写し	△	△	△	△	△	△
19		⑥補償コンサルタント (補償コンサルタント登録規定第 2 条)	写し	△	△	△	△	△	△
20	技術者経歴書		指定 様式	○	○	○	○	○	○
21	測量、建設コンサルタント業務等実績調書		指定 様式	○	○	○		○	
22	返信用封筒<新規申請の場合> (長3規格、110 円切手貼付、宛名を記入してください。)		-	○	○	○	○	○	○
23	返信用封筒 <更新申請の場合で紙の認定通知書の送付を希望する場合のみ> (長3規格、110 円切手貼付、宛名を記入してください。)		-	△	△	△	△	△	△

《入札参加資格審査申請を受理した際の受領確認について》

- ・電子申請の場合、申請を受理した際に、電子メールにより申請受理のメールが送付されます。
- ・紙申請の場合で、受領確認を希望する場合は、返信用封筒と申請書 1 枚目の写し(※契約検査課受領印を押印し返送します。)を追加して提出してください。

11 提出書類について

書類名	内 容
(1) 競争入札参加資格審査申請書 (測量、建設コンサルタント業務等)	○ 紙申請は、長崎市指定の様式(別紙)を使用してください。 ※電子申請・紙申請共に 11 ページの《記載要領》参照
(2) 委任状 (本市指定様式) 【更新の場合は不要】	○ 受任者を設定し、入札、見積、契約締結等を行わせる場合提出してください。 ○ 長崎市指定の様式を使用してください。 ○ 「委任状右上の日付」は委任状作成日(提出日)を、「委任開始日」は権限を委任した日を記入してください。
(3) 資本・人的関係届出書 (本市指定様式) 【更新の場合は不要】	○ 資本・人的関係の有無に関わらず提出してください。 ○ 資本関係、人的関係その他これらと同視しうる関係がある場合で、相手方が長崎市の登録業者である場合に記入してください。資本・人的関係については、ホームページに掲載している「資本・人的関係判定基準」等をご確認ください。 ○ 組合等の場合は、所属する組合等(当該組合等にあつては、その構成員のうち登録業者)を記入してください。 ※ 資本関係、人的関係のある事業者同士は同一の入札等の案件に参加できません。
(4) 登記事項証明書(写しでも可) 【更新の場合は不要】 《法人に限る》	○ 申請者が<u>法人である場合</u>、法務局発行の履歴事項全部証明書を提出してください。 ○ 申請月の前月から遡って 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
(5) 代表者の「身元証明書」(写しでも可) 【更新の場合は不要】 《個人に限る》	○ 申請者が<u>個人である場合</u>、提出してください。 ○ 申請月の前月から遡って 3 か月以内に発行されたものを提出してください。 ○ 代表者の本籍地市区町村で取得できます。
(6) 後見登記等に関する法律の規定による代表者の「登記されていないことの証明書」 (写しでも可) 【更新の場合は不要】 《個人に限る》	○ 申請者が<u>個人である場合</u>、代表者の「登記されていないことの証明書」を提出してください。 ○ 申請月の前月から遡って 3 か月以内に発行されたものを提出してください。 ○ 各法務局にて取得できます。
(7) 長崎市税の「完納証明書」 (写しでも可)	○ <u>長崎市内に、本店(本社)、支店(支社)、営業所等を有する場合</u>提出してください。 ○ 証明書は、法人の場合本店名義のものを、個人の場合代表者個人名義のものを提出してください。 ○ 申請月の前月から遡って 3 か月以内に発行されたものを提出してください。 ○ <u>長崎市の各地域センター等</u>にて発行します。

書類名	内 容				
(8) 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書 (写しでも可)	<table border="1"> <tr> <td>法人の場合</td><td>「納税証明書その3又はその3の3」</td></tr> <tr> <td>個人の場合</td><td>「納税証明書その3又はその3の2」</td></tr> </table> ○ 申請月の前月から遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。 ○ 本店所在地の所轄税務署にて発行しています。 ○ 納税義務免除者の場合も本店所在地の税務署で発行されます。 ※納税証明書の請求はe-Taxによるオンライン請求もできます。 詳しくはこちら http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm	法人の場合	「納税証明書その3又はその3の3」	個人の場合	「納税証明書その3又はその3の2」
法人の場合	「納税証明書その3又はその3の3」				
個人の場合	「納税証明書その3又はその3の2」				
(9) 市内で1年以上事業を継続していることが確認できる書類 【更新の場合は不要】 «市内業者又は準市内業者に限る»	○ 申請者が<u>市内業者又は準市内業者である場合</u>、提出してください。 ○ 長崎市内において1年以上継続して事業を行っていることが確認できる書類を提出してください。 (書類の例) <table border="1"> <tr> <td>個人の場合</td><td>当該事業について税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し</td></tr> <tr> <td>法人の場合</td><td>「長崎市に申告した法人の設立(設置)申告書」又は「本市に申告した法人市民税申告書第20号(2か年分)」の写し</td></tr> </table>	個人の場合	当該事業について税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	法人の場合	「長崎市に申告した法人の設立(設置)申告書」又は「本市に申告した法人市民税申告書第20号(2か年分)」の写し
個人の場合	当該事業について税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し				
法人の場合	「長崎市に申告した法人の設立(設置)申告書」又は「本市に申告した法人市民税申告書第20号(2か年分)」の写し				
(10) 市内で5年以上継続して事業を行っていることが確認できる書類 【更新の場合は不要】 «認定市内業者に限る»	○ <u>認定市内業者である場合</u>、提出してください。 (書類の例) ・本市へ申告した直近5年分(申請日の5年前以前の直近の決算日に係るものまで)の法人市民税確定申告書の写し。 ・当該支店等の建物を5年以上当該法人が所有している場合において、当該建物の登記事項証明書の写し。 ・当該支店等の建物を5年以上当該法人が賃貸借している場合において、当該期間の賃貸借契約書の写し。				
(11) 法人市民税確定申告書 第20号様式の写し	○ 申請者が<u>市外業者以外の法人である場合</u>は提出してください。 ○ 直近で長崎市に申告したものを提出してください。				
(12) 法人市民税確定申告に係る課税標準に関する分割明細書の写し (第22号の2様式)	○ 申請者が<u>2以上の市区町村に事業所を有する市外業者以外の法人である場合</u>は提出してください。 ○ 直近で申告したものを提出してください。				
(13) 代表者の「住民票の写し」 (写しでも可) «個人に限る»	○ 申請者が<u>市内業者の個人である場合</u>、提出してください。 ○ 申請書の提出日以前3か月以内に証明されたものを提出してください。 ※ 認定後に代表者の住所が変更になった場合は、最新の住所が確認できるものを提出してください。				

書類名		内 容
登録を受けていることを証明する書面 (登録更新通知書又は登録証明書)の写し		○ 営業に関し、登録を有する場合において、入札参加希望業種等として登録する場合、次の書類を提出してください。
登録する場合必須	(14) ①測量業者登録 (測量法第 55 条)	○ <u>入札参加希望業種として「測量」に登録する場合</u> 、測量法に基づき登録を受けていることを証する書類を提出してください。
	(15) ②建築士事務所登録 (建築士法第 23 条)	○ <u>入札参加希望業種として「建築関係建設コンサルタント」に登録し、希望部門として「建築一般」を登録する場合</u> 、建築士法に基づき登録を受けていることを証する書類を提出してください。
	(16) ③不動産鑑定業者 (不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条)	○ <u>入札参加希望業種として「補償コンサルタント」に登録し、希望部門として「不動産鑑定」を登録する場合</u> 、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けていることを証する書類を提出してください。
登録している場合提出	(17) ④建設コンサルタント (建設コンサルタント登録規程第 2 条)	○ <u>入札参加希望業種として「建設コンサルタント」(土木関係・建築関係)に登録する場合</u> 、国の建設コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている場合はこれを証する書類を提出してください。
	(18) ⑤地質調査業者 (地質調査業者登録規程第 2 条)	○ <u>入札参加希望業種として「地質調査」に登録する場合</u> 、国の地質調査業者登録規程に基づき登録を受けている場合は、これを証する書類を提出してください。
	(19) ⑥補償コンサルタント (補償コンサルタント登録規定第 2 条)	○ <u>入札参加希望業種として「補償コンサルタント」を希望する場合</u> 、補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている場合はこれを証する書類を提出してください。
(20) 技術者経歴書		○ 本市指定様式を原則としますが、記載内容が同様である場合は、別様式でも構いません。 ○ 記入に当たっては、様式の【記載例】(※長崎市ホームページ「入札・契約情報(入札参加資格申請ページ)」に掲載している「提出書類一式」の Excel ファイル内)を参照のうえ作成してください。
(21) 測量、建設コンサルタント業務等実績調書		○ 本市指定様式を原則としますが、記載内容が同様である場合は、別様式でも構いません。 ○ 記入に当たっては、様式内の【記入上の注意】を参照のうえ作成してください。
(22) 返信用封筒 1 部 《新規申請の場合》		○ <u>新規申請の場合は1部提出してください。</u> (認定後、競争入札参加資格認定通知書及び「ログイン ID・パスワードのお知らせ」を送付します。) ○ 「長3」の封筒に110円切手を貼付して、宛先を記入してください。

書類名	内 容
(23) 返信用封筒 1 部 ≪更新申請の場合で紙の認定通知書の交付を希望する場合のみ≫ ※「認定通知書」は、 「入札参加資格申請システム」 からダウンロードできます。	※<u>電子申請、紙申請のいずれの場合も認定通知書は、システムからダウンロードができますので、原則として、システムにログインし、ダウンロードして保存ください。</u> ○ 更新申請の場合で、紙の認定通知書の交付を希望する場合は1部提出してください。 その場合、封筒の大きさは「長3」とし、110円切手を貼付し、宛先(宛先として記入できるのは、「申請者」、「受任者」及び「申請代理人」のみとなります。)を記入してください。 ○ 競争入札参加資格認定通知書は、認定日に、入札参加資格申請システム上でデータにより交付します。(ダウンロードして保存ください。ダウンロード期限は次回の更新認定までです。)

≪入札参加資格審査申請を受理した際の受領確認について≫

- ・電子申請の場合、申請を受理した際に、電子メールにより申請受理のメールが送付されます。
- ・紙申請の場合で、受領確認を希望する場合は、返信用封筒と申請書 1 枚目の写し(※契約検査課受領印を押印し返送します。)を追加して提出してください。

12 競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント業務等)の記載要領

項 目	内 容										
1 申請者	● 本店(本社)等の代表者の氏名を記入してください。 ● 本社とは、常時契約を締結することができる事務所又は事業所をいいます。 ● 氏名には必ずフリガナを記入してください。 ● 受信可能なメールアドレスを登録してください。 (本市からの入札参加資格等に関する連絡用として使用します。)										
2 受任者	● 本社代表者が受任者を設定し、その者に入札、見積及び契約締結等を行わせる場合記入してください。 ● この欄を記入した場合「委任状」(本市指定様式)の提出が必要です。 ● 氏名には必ずフリガナを記入してください。 ● 受信可能なメールアドレスを登録してください。(本市からの入札参加資格等に関する連絡用として使用します。)										
3 長崎市内の支店・営業所等	● 長崎市内に支店(支社)・営業所等がある場合記入してください。 ただし、申請者又は受任者が長崎市内の場合は、記入不要です。										
4 従業員数	「全従業員数」 ● 「全従業員数」には、給与の支払いがある従業員数の合計を記載してください。記載する人数は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1 法人住民税の申告実績のある法人</td></tr> <tr> <td>(ア) 長崎市内のみに事業所がある法人</td><td>長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数</td></tr> <tr> <td>(イ) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人</td><td>長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「分割基準/当該法人の全従業者数」の「合計」欄に記載の人数</td></tr> <tr> <td colspan="2">2 法人住民税の申告実績のない法人</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 申請書の提出日現在の全従業員数 (ただし、申請書提出日から直近 1 年間又は法人設立月までの期間の各月末(申請書提出月については、当該提出日)の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超えるときは、当該事業所等の従業員数は、当該期間の月平均(申請書提出日の属する月は1月として計算)の従業員数とする。) </td></tr> </table>	1 法人住民税の申告実績のある法人		(ア) 長崎市内のみに事業所がある法人	長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数	(イ) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人	長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「分割基準/当該法人の全従業者数」の「合計」欄に記載の人数	2 法人住民税の申告実績のない法人		申請書の提出日現在の全従業員数 (ただし、申請書提出日から直近 1 年間又は法人設立月までの期間の各月末(申請書提出月については、当該提出日)の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超えるときは、当該事業所等の従業員数は、当該期間の月平均(申請書提出日の属する月は1月として計算)の従業員数とする。)	
1 法人住民税の申告実績のある法人											
(ア) 長崎市内のみに事業所がある法人	長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数										
(イ) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人	長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「分割基準/当該法人の全従業者数」の「合計」欄に記載の人数										
2 法人住民税の申告実績のない法人											
申請書の提出日現在の全従業員数 (ただし、申請書提出日から直近 1 年間又は法人設立月までの期間の各月末(申請書提出月については、当該提出日)の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超えるときは、当該事業所等の従業員数は、当該期間の月平均(申請書提出日の属する月は1月として計算)の従業員数とする。)											

項 目		内 容
	「市内事業所等従業員数」	● 「市内事業所等従業員数」には、給与の支払いがある従業員数の合計を記載してください。記載する人数は次のとおりです。 1 法人住民税の申告実績のある法人 (ア) 長崎市内のみに事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数 (イ) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第 20 号様式の「分割基準/左のうち長崎市分の従業者数」の「合計」欄に記載の人数 2 法人住民税の申告実績のない法人 申請書の提出日現在の市内の事業所等の従業員数 (ただし、申請書提出日から直近 1 年間又は法人設立月までの期間の各月末(申請書提出月については、当該提出日)の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超えるときは、当該事業所等の従業員数は、当該期間の月平均(申請書提出日の属する月は1月として計算)の従業員数とする。)
5	連絡先	● 記載内容についてお尋ねする際のもので。担当者名及び連絡先を記入してください。
6	作成代理者	● 行政書士等が申請書を作成する場合、記入してください。
7	経営の状況	● 「決算日」は申請時における最新決算日を記入してください。 ● 「資本金」は申請者が法人である場合のみ記入してください。(千円未満切捨て) ● 「営業年数」は会社の設立年月日から審査基準日が属する月までの年数を記入してください。(1年未満は切捨て) ● 「職員数」は、申請日現在において常時雇用している従業員のうち、専ら、測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員数を記入してください。
8	入札参加希望業種	● 入札参加を希望する業種の「希望」欄及び部門別の「希望」欄にチェックしてください。 ● ※のついた業種については、測量法・建築士法・不動産の鑑定評価に関する法律により登録を受けている場合のみ希望することができます。登録証明書又は登録通知書の「登録番号」及び「登録年月日」を記入してください。 ● 希望する業種のうち、国の建設コンサルタント登録規程・補償コンサルタント登録規程・地質調査業者登録規程に基づいて登録を受けている部門については、登録証明書又は登録通知書の「登録番号」及び「登録年月日」を記入してください。
9	実績高	● 資格審査基準日(直近の決算日)以前2か年間の年間平均実績高を競争入札参加資格希望業種ごとに記入してください。(入札参加を希望する業種のみ)
10	有資格者数一覧表	次の点に注意のうえ記入してください。 1 申請日現在の有資格者数を記入すること。(常時雇用している従業員の実人数を記入すること。他企業への出向職員等は計上しないこと。) 2 「有資格者数」の欄は、次の場合を除いて、各資格を有する技術者ののべ人数を記入すること。

項 目	内 容
	・技術士の欄は、1人の者が部門及び同選択科目である総合技術監理部門の資格をどちらも有している場合は、「1」と計上すること。 ・地質調査技士及び補償業務管理士の欄は、1人の者が複数の部門の資格を有している場合は、「1」と計上すること。 ・1人の者が1級建築士と2級建築士、測量士と測量士補など類似資格の両方を有している場合は、上位資格(1級建築士、測量士など)のみ計上すること。 3 資格者が複数の業者に属する場合は、当該資格に対応した業務を主に行っている業者でのみ計上すること。(重複計上の禁止) 4 公共用地取得実務経験者とは、国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する技術者をいう。 5 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ)とは、(一社)建設コンサルタンツ協会の「RCCM登録簿」に登録し、「登録証」の交付を受けている者をいう。 6 有資格者数については、技術者経歴書と整合させること。

13 再認定（地域区分(市内、認定市内、準市内、市外)の変更)

申請書類を提出し認定された後、地域区分の変更に係る事実が生じたときは、再認定を受けることができます。再認定を受ける場合は、「再認定申請書」(添付書類を含む。)を提出してください。

区 分	内 容
申 請 方 法	紙申請(郵送又は持参)のみ 【長崎市財務部契約検査課へ提出】
必 要 書 類	再認定申請書(添付書類を含む。) ※申請書及び必要な添付書類については、長崎市ホームページ「入札・契約情報(入札参加資格申請ページ)」に掲載している「再認定用申請書・提出書類一覧表【建設コンサル】」の Excel ファイルをご使用ください。
認 定 日	契約検査課において申請書類を受領した日の翌々週の月曜日 (※月曜日が閉庁日の場合など、「4 有資格者の認定日及び有効期間等」の更新申請の取扱いの例により異なる場合があります。)

14 変更等の届出

(1) 業種追加登録申請

入札参加資格が認定されてから次回の更新認定までの間に、登録業種の追加を希望されるときは、登録業種の追加認定を受けることができます。希望されるときは、「競争入札参加資格に係る工種(業種)追加登録申請書」(添付書類を含む。)を提出してください。

※「業種」の追加はできますが、業種に係る「部門」については追加や取下げ等の変更はできません。

区 分	内 容
申 請 方 法	紙申請(郵送又は持参)のみ 【長崎市財務部契約検査課へ提出】
必 要 書 類	「競争入札参加資格に係る工種(業種)追加登録申請書」(添付書類を含む。) ※申請書及び必要な添付書類については、長崎市ホームページ「入札・契約情報(入札参加資格申請ページ)」に掲載している「工種(業種)追加申請書」の Excel ファイルをご使用ください。
認 定 日	契約検査課において申請書類を受領した日の翌々週の月曜日 (※月曜日が閉庁日の場合など、「4 有資格者の認定日及び有効期間等」の更新申請の取扱いの例により異なる場合があります。)

(2) 変更届・辞退届・取下げ届

入札参加資格が認定された後、次の場合に該当するときは、速やかに変更等の届を提出してください。

区 分	内 容
申請方法	電子申請又は紙申請(郵送又は持参) 【長崎市財務部契約検査課へ提出】
必 要 書 類	必要書類は、次ページの「競争入札参加資格審査申請変更届(測量、建設コンサルタント業務等)提出書類一覧表」でご確認ください。 《長崎市指定様式》 ○ 競争入札参加資格審査申請変更届(建設工事、測量・建設コンサルタント等) ○ 競争入札参加資格取下届 ○ 資本・人的関係届出書(資本・人的関係が変更となった場合)

(注) 届出が適切に提出されないときは、入札参加が無効となる場合がありますのでご注意ください。

《変更等の届が必要な場合》

項 目	内 容
(1) 申請者が次の事項を変更した場合	① 商号又は名称、所在地、代表者の役職名、氏名、本社の電話番号、ファックス番号 ② 受任者である支店(支社)等の名称、所在地、受任者の役職名、氏名、電話番号、ファックス番号(支店等の新設及び廃止を含む。) ③ 登録している業種を変更(追加または取下げ)するとき ④ 資本・人的関係 ⑤ その他登録事項に変更が生じたとき
(2) 申請者が次に該当した場合	① 死亡したとき ② 法人が合併により消滅したとき ③ 法人が破産により解散したとき ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき ⑤ 廃業したとき
(3) その他申請書の添付書類の内容に変更が生じた場合	

《競争入札参加資格審査申請変更届(測量、建設コンサルタント業務等)提出書類一覧表》

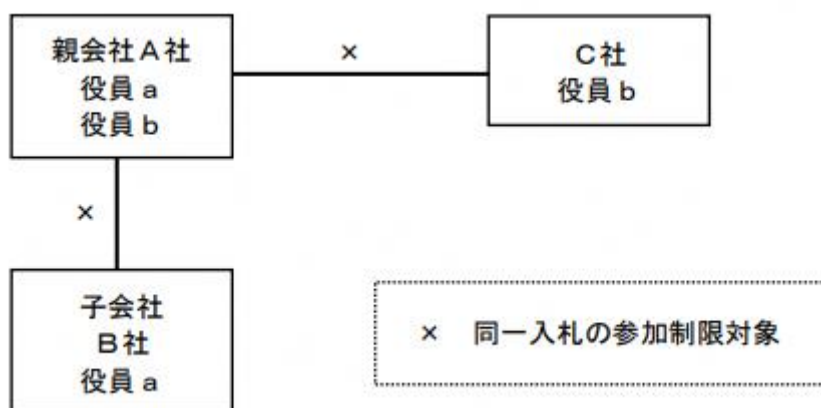
※様式については、長崎市ホームページ「入札・契約情報(入札参加資格申請ページ)」に掲載している「変更届・添付書類一式」のExcelファイルをご使用ください。
 ※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

変更する項目	変更届 (指定様式)	委任状 (指定様式)	履歴事項 全部証明書 (写し可)	備 考
資本・人的関係				
資本・人的関係	—	—	—	資本・人的関係届出書を提出
本社				
商号又は名称	○	△	○	△は受任者がいる場合のみ添付
代表者役職名	○			
代表者氏名	○	△	○(※3)	△は受任者がいる場合のみ添付
住所又は所在地	○	—	○	
電話又はFAX番号	○	—	—	
受任者				
営業所の名称	○	○	—	
受任者役職名	○			
受任者氏名	○	○	—	
住所又は所在地	○	—	—	
電話又はFAX番号	○	—	—	
受任者新設	○	○	—	
受任者廃止	○	—	—	
市内営業所(本社・受任者以外)				
営業所の名称、所在地、電話 又は FAX 番号	○	—	—	
市内営業所新設	○	—	—	(※1参照)
市内営業所廃止	○	—	—	
【建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等】				
測量法、建築士法若しくは不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録(登録業種に限る。)				
登録の更新	—	—	—	登録証明書の写しのみ提出
登録の廃止	○	—	—	(※2参照)
【取下げ】				
登録業種の取下げ	○	—	—	

- ※1 新たに長崎市内に営業所を設けた場合は、長崎市税の完納証明書 又は 法人開設申告書(市民税課の受付印のあるもの)の写しを添付してください。
- ※2 許可(登録)の廃止をした場合は、変更届により登録業種の一部取下げを行ってください。ただし、全ての登録業種における許可(登録)の廃止の場合は、競争入札参加資格取下届を提出してください。
- ※3 代表者等の変更に係る登記が完了していない場合は、議事録等で受理できる場合がありますので、契約検査課へお問い合わせください。ただし、登記完了後、履歴事項全部証明書を必ず提出してください。(写し可)
- 会社合併、分割、事業譲渡、法人成り、個人事業主間の事業承継にかかる入札参加資格の承継手続きについては、契約検査課へお問い合わせください。
- 所在地変更や受任者新設等に伴い、地域区分の変更を希望する場合、別途「再認定申請」ができます。
- 登録業種の追加を希望する場合、別途「工種(業種)追加申請」ができます。

例2) 人的関係がある場合

次のA社とB社、A社とC社は、人的関係があることから、同一入札に参加できません。



※ 役員とは、①代表取締役、②取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。）、③指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役、④合名会社、合資会社又は合同会社の業務を執行する社員、⑤法人格のある組合の理事、⑥民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人などをいいます。

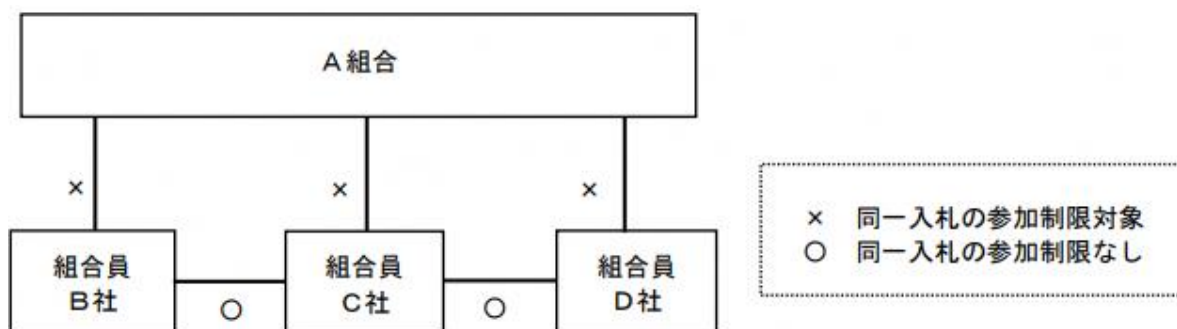
なお、監査役、執行役員は役員に該当しません。

※ A社とB社については、資本関係と人的関係の両方で入札が制限されることになります。

例3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる関係

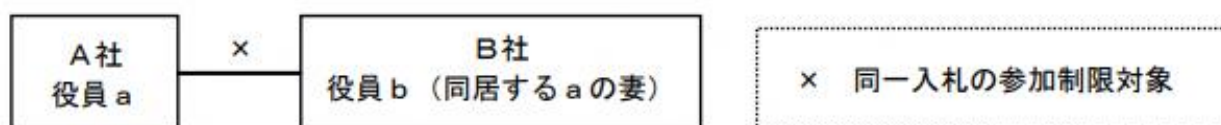
次のアからエまでに該当する場合は、同一入札に参加できません。

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその構成員の関係にある場合

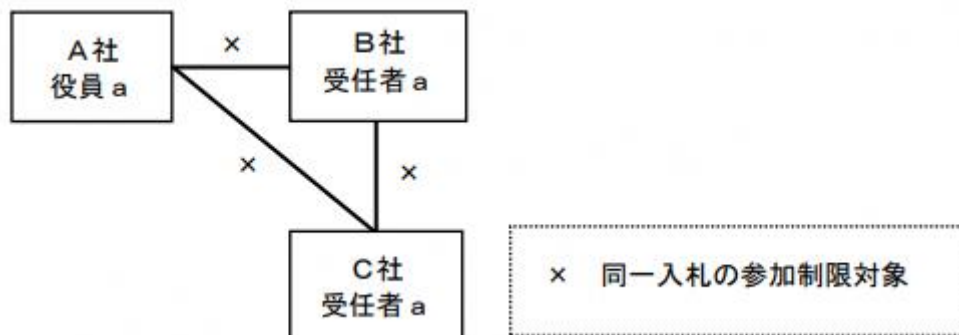


※ 組合員同士については、同一入札の参加制限はありません。

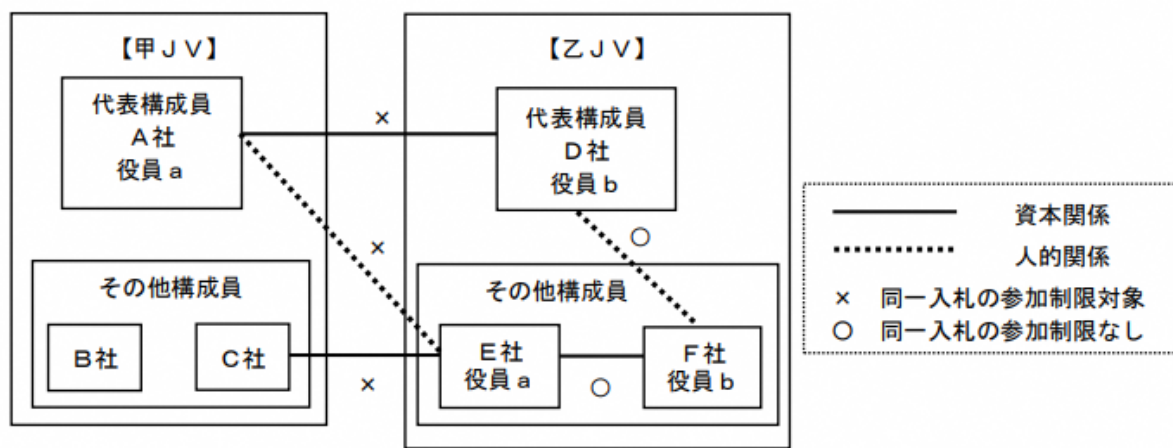
イ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあつて、その者の住所地が同一の場合



ウ 一方の会社等の代表権を有する者から契約権限を委任された者(以下「受任者」という。)が、他方の会社等の役員又は受任者を現に兼ねている場合



エ 一方のJVの構成員と他方のJVの構成員に資本関係又は人的関係等がある場合



※ 同一JV内においては、資本・人的関係がある会社がある場合でも、同一入札の参加は制限されません。

【参考】資本関係の詳細について

「親会社等」、「子会社等」などの用語の定義については、会社法(平成 17 年法律第 86 号)及び会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)によります。なお、資本関係とは、親会社等が子会社等の経営を支配している場合の関係をいい、「経営を支配」とは、次のような場合をいいます。

- 1 親会社等が子会社等の議決権の 50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の計算で所有※1する場合
- 2 親会社等が子会社等の議決権の 40%以上を自己の計算で所有し、かつ、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合
 - (1) 親会社等の子会社等の議決権に対する自己所有等議決権数※2の割合が 50%超
 - (2) 子会社等の取締役会の構成員の過半数が親会社等の役員・業務執行社員・使用人(親会社等の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己の配偶者又は二親等内の親族を含む。)
 - (3) 親会社等が子会社等の重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - (4) 負債総額に占める親会社等が行う融資(債務保証等を含む。また、親会社等と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資を含む。)の割合が 50%超
 - (5) その他親会社等が子会社等の重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- 3 親会社等の子会社等に対する自己所有等議決権割合が 50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)の場合

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。

※2 「自己所有等議決権数」とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、自己と同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の議決数の合計をいう。